

旭川市

基礎情報

【人口】 339,605 人 【世帯】 155,747 世帯（平成 27 年国勢調査より（総務省））

【母子・父子世帯数】

母子家庭数 13,601 世帯、父子家庭数 1,637 世帯

（平成 22 年 10 月 1 日現在 「平成 27 年度版旭川市統計書」より）

概要

○旭川市では、旭川市社会福祉協議会に委託し、母子家庭等就業・自立支援センター事業を実施。

○旭川市社会福祉協議会は、北海道からも母子家庭等就業・自立支援センター事業の委託を受けており、道北エリア（上川総合振興局、宗谷総合振興局、留萌振興局）を担当している。

○母子家庭等就業・自立支援センターの提供する求人情報の開拓のため、積極的な企業訪問のほか、相談室内におもちゃスペースを設置する等、ひとり親家庭が利用しやすい工夫を行っている。

【旭川市のひとり親支援施策の体系】

旭川市では、平成 17 年度から平成 26 年度まで、旭川市次世代育成支援行動計画前期計画及び後期計画に基づいた子育て支援施策を展開してきた。これら支援施策により一定の効果があるなか、より具体的に対応を進めるため、平成 27 年度から平成 31 年度までを計画期間とする「旭川市子ども・子育てプラン」を策定した。

「旭川市子ども・子育てプラン」では、喫緊の課題のひとつにひとり親家庭への支援の充実を挙げている。これは、次世代後期計画の関連施策（ひとり親家庭等に対する支援）において設定した各指標について、いずれも未達成であること、特に母子家庭においてはアンケート調査の結果で二人親家庭に比べて不安を感じている項目が前回調査時（平成 20 年度）よりも増加していることを受けてのものである。そこで「旭川市子ども・子育てプラン」では、基本施策のひとつに「ひとり親家庭への支援」を掲げており、「多様な情報の効率的な提供」「子育て・生活支援の充実」「就業支援の充実」「養育費の確保と経済的支援の充実」の 4 つを主要事業としている。

「旭川市子ども・子育てプラン」におけるひとり親家庭支援施策の体系

基本施策「ひとり親家庭への支援」	
主要事業 1 多様な情報の効率 的な提供	・ホームページの内容充実 ・関係各課と連携した情報提供 ・各種相談業務の充実
主要事業 2 子育て・生活支援 の充実	・子どもの一時預かり ・支援員の派遣による家事援助等の実施 ・ボランティアの関わりのもと、ひとり親家庭の子どもに対する学習支援の実施
主要事業 3 就業支援の充実	・給付金及び貸付の実施 ・母子家庭等就業・自立支援センターの充実 ・認可保育所等及び留守家庭児童会における受入促進
主要事業 4 養育費の確保と経 済的支援の充実	・関係機関と連携し、養育費に関する相談機能の充実 ・ひとり親家庭の子ども及び保護者に係る医療費の負担軽減措置の実施 ・各種手当の支給等

出典)「旭川市子ども・子育てプラン」より一部抜粋

【母子家庭等就業・自立支援センター事業（母子家庭等就業・自立支援事業）】

母子家庭等就業・自立支援センター事業については、旭川市の要綱で「事業を適正に運営・実施することができる母子福祉団体・社会福祉協議会・社会福祉法人・NPO 法人等に委託できる。」とされている。市内においてこの条件に適合する団体のうち、事業実施のための必要条件である、①事業を実施できる事務所を有している、②就業支援を実施している、③福祉（ひとり親を含む）に対して一定の実績がある、④無料職業紹介事業を実施できる登録をしている、の全てを満たす市内唯一の団体が旭川市社会福祉協議会であったことから、平成 20 年度より同協議会に委託している。

旭川市社会福祉協議会は、北海道からも母子家庭等就業・自立支援センター事業の委託を受け、道北エリア（上川総合振興局、宗谷総合振興局、留萌振興局）を担当しているため、母子家庭等就業・自立支援センター事業については北海道が予算策定し、負担率は人件費として、北海道と旭川市で 1/2 ずつ負担し、事業費として、人口比を用いて負担割合を算出しそれぞれ 1/2 を負担している。平成 28 年度の同事業費（就業支援事業、就業支援講習会等事業、就業情報提供事業等に係る事業費）は 4,023 千円であった。

【参考】旭川市社会福祉協議会の北海道、旭川市からの受託事業

- ・高齢者等健康福祉センター運営事業（いきいきセンター新旭川・永山）
- ・地域包括支援センター運営事業
- ・ファミリーサポートセンター介護型事業
- ・配食サービス事業
- ・福祉除雪サービス事業
- ・認知症高齢者見守り事業
- ・母子家庭等就業・自立支援センター事業
- ・認知症サポーター等養成事業
- ・旭川成年後見支援センター事業
- ・旭川市自立サポートセンター事業

（１）他機関との連携や企業への働きかけを行う等で母子家庭等就業・自立支援事業を展開

①ハローワークとの連携

ハローワークに寄せられた求人情報のうち、マザーズハローワークの紹介案件として抽出されたものを母子家庭等就業・自立支援センターに提供いただいている。求人内容は、性別は記載されていないものの、母親向けに、就労時間に融通がきくものが多い傾向にある。提供された求人情報は企業に確認した上で、センターのウェブサイトに掲載し、毎日更新している。

②新規登録企業や年数が経過している企業への訪問等で理解拡大を働きかけ

マザーズハローワークから提供された求人情報のうち、これまでにセンターの求人情報に登録した実績のない企業については、電話でセンター事業について説明し、登録について承諾を得られた企業のみ登録、掲載するようにしている。

その後、母子家庭等就業・自立支援センターのパンフレットを持参し、あいさつ回りを実施している。無料で２か月間求人情報が掲載されるため、企業側にとってもメリットがあり、センターのウェブサイトへの掲載に理解をいただけることが多い。

最終の登録から年数が経過している企業の求人情報がマザーズハローワークから新たに提供された場合、企業側担当者が変わっている場合があるため、改めてセンター事業について説明に伺っている。

企業向け説明資料

事業主の皆様へ

ひとり親家庭の就業をご支援ください!

平成15年8月から施行された「母子家庭の母の就業支援に関する特別措置法」には、民間事業者に対する協力の要請、母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮が定められています。

- 長引く景気低迷、厳しい経済・雇用状態の中、ひとり親家庭の就業は一層厳しくなっています。
- ひとり親家庭の方は、生計を支える仕事と子育てを両立しなければならず、就職に際し、困難に直面することは少なくありません。

このような状況をご理解頂き、ひとり親家庭の就業に対しご支援ください。

Q どのような支援方法がありますか？

A. ひとり親家庭の雇用に配慮頂き「母子家庭等就業・自立支援センター」に求人情報を提供してください。

Q 事業主に対する助成事業はありますか？

A. 特定就職困難者雇用開発助成金事業(窓口:ハローワーク)があります。

Q 母子家庭等就業・自立支援センターとは？

A. 旭川市社会福祉協議会に設置しており、ひとり親家庭の方に対し、無料職業相談、情報提供・職業紹介、セミナー・講習会の開催、生活支援サービス(養育費の相談等)を実施しております。

社会福祉法人 旭川市社会福祉協議会
母子家庭等就業・自立支援センター
無料職業紹介所

〒070-0035
旭川市5条通4丁目 旭川市とわ市民ホール1階
TEL (0166) 21-7181
FAX (0166) 23-1118
e-mail boshi@north.hokkai.net

事業主の皆様へ

求人情報提供のお願い

採用予定の求人がございましたら、ぜひ当センターへお知らせください。当センター登録者から、応募希望の方を紹介させていただきます。

ひとり親家庭の就業にご支援をお願いします!

母子家庭等就業・自立支援センターは、北海道および旭川市からの委託事業で、道北圏(上川、留萌、宗谷総合振興局管内)を対象とした無料職業紹介所です。

受付求人から紹介までのフローチャート

```

    graph TD
      A[求人情報提供  
紹介状の発行] --> B[母子家庭等就業・自立支援センター  
(無料職業紹介所)]
      C[人材紹介] --> B
      B --> D[相談・求職登録]
      B --> E[求人への申込  
採否の連絡]
      D --> F[求職者  
(ひとり親家庭)]
      E --> G[求人  
(企業・事業所)]
      F --> H[試験・面接]
      H --> G
      G --> I[採否の連絡]
      I --> F
  
```

求人への申込み・受付

- ・ 求人申込はセンターへ電話、FAX、郵送又はEメールにより受付します。
- ・ 申込用紙はセンターにご連絡ください、お送りします。(HPからダウンロードできます)
- ・ 求人票は、職種別、雇用形態(一般・パート)別に、労働条件等を記入願います。
- ・ 法令に違反する求人は、お受けできませんのでご留意ください。
- ・ 有効期間は、受理した日の翌々月の末日までです。(受理月を含む3ヵ月間)
- ・ 紹介を必要としなくなった求人、紹介者の採否結果については速やかにご連絡ください。

なお、ハローワーク旭川(マザーズコーナー)と連携し、新着情報を提供しておりますので、ハローワーク公開中の求人にも、事業所に承諾を得ている求人については当センターより紹介させて頂いております。

出典) 旭川市資料

③経験者等のノウハウの活用

担当する就業促進員は1年更新の嘱託職員である。募集の際、資格要件は明記されていないが、障害者の就労支援経験等、採用には経験が考慮されている。

旭川市社会福祉協議会では、北海道福祉人材センターから福祉人材バンク事業を受託していることから、福祉人材バンクの運営で培ったノウハウを活用している。

④母子家庭等就業・自立支援センター事業の周知方法

母子家庭等就業・自立支援センター事業の相談者向けの周知方法としては、児童扶養手当の現況届提出時にチラシを配布しているほか、市役所の各支所、児童センターへのチラシ配布を行っている。

センターと市役所は徒歩で移動可能な距離(歩いて15分)にあり、母子家庭等就業・自立支援センターの窓口を訪れる人は、児童扶養手当の現況届提出時のチラシを見て来る人が4割程度であり、ほかにはセンターのウェブサイトを見て来る人、知人からの紹介で来る人である。

旭川市社会福祉協議会は、北海道からも業務を受託しているため、セミナーやセンターの活動についての案内は、上川、宗谷、留萌の各振興局に周知している。

ひとり親向けに作成したチラシ



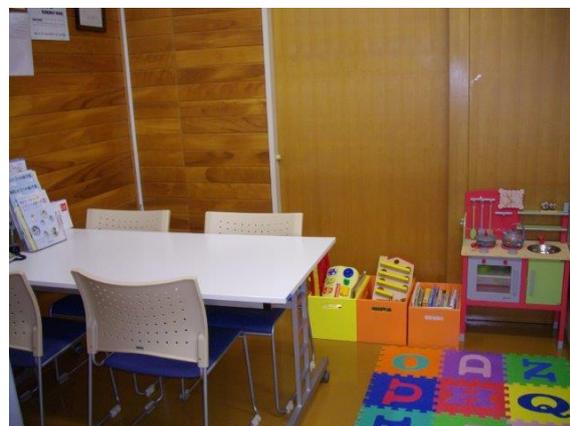
出典) 旭川市資料

⑤おもちゃスペース、託児スペースの設置

旭川市社会福祉協議会は、母子家庭等就業・自立支援センター事業のほかにも様々な事業を旭川市及び北海道から受託しており、相談室は各センター共有で3室を設置、そのうち1室の相談室内には子どもが遊べるようにおもちゃスペースがある。

また、セミナー実施時には、センターが入っているときわ市民ホールの貸し会議室に絵本やおもちゃを置いて託児スペースとしており、外部保育サポーターの監護のもと、子どもを遊ばせることができるようになっている。

母子家庭等就業・自立支援センター相談室の様子（左：相談室外、右：相談室内）



出典) 旭川市資料

⑥市と社会福祉協議会との連携

旭川市は、旭川市社会福祉協議会と緊密な連携体制を構築していることが特徴として挙げられる。毎月、同協議会担当者が市へ来庁しセンター事業の実績報告を実施している。その際、社会福祉協議会からは、センター側の相談状況や市が実施する他のひとり親自立支援施策に繋げるべき案件について、また市からは国の制度改正の状況等について情報共有し、密な連携を図っている。

また、同協議会が母子家庭等就業・自立支援センター事業を遂行するにあたり判断に迷う場合等は、随時市へ電話連絡を行っており都度協議を重ねている。日頃から良好な連携体制を築くことで、母子家庭等就業・自立支援センター事業だけでなく、支援を必要とするひとり親家庭に適切な対応をすることが可能になっている。

⑦他の相談窓口、機関との連携

母子家庭等就業・自立支援センター担当者会議等では、子育て助成課、ハローワーク、自立サポートセンター等が一堂に会し、事業実績や事業内容を共有している。直近の会議では生活保護受給者、生活困窮者向け事業に関する議題が多かった。各窓口では、相談内容に「就労」のキーワードがあれば、母子家庭等就業・自立支援センターに案内するようにしている。

⑧事業実績と課題

事業実績は次のようになっている。

● 相談件数

相談件数は就業に限ったものではない（生活相談、養育相談等を含む）が、平成28年4月～11月末までで、新規相談が51名、継続が27名であった。そのうち、実際に就職に至った人数は13名で、職種は、事務職、介護関係のほか、工場勤務等であった。

● 相談者の属性、相談内容

相談者はひとり親家庭の母が多く、母親が10代～20代の場合、子どもは未就学児であることが多い。母親が30代～40代の場合、子どもは小学生から既に自立している場合がある。

相談者のうち、就業者と非就業者の割合は半々程度であり、就業者は土日祝休みの勤務形態での就職を希望し、非就業者の場合は就職活動について何から手をつけてよいか分からない、ということが多い。

相談は電話のほか、センターの開所時間外でも利用できるようにメール、FAX、ウェブ上の問い合わせフォームから受け付けており、匿名での利用も可能である。ただし、実際は匿名の連絡は少なく、折返し連絡する際に氏名等を聞くことにしているが、断られるケースはほとんどない。

なお、介護福祉関係の求人が多いが、求職者の多くは事務職を希望しており、マッチングが一番の課題と捉えている。

以上